

証明書交付キオスク端末等の調達及び運用保守業務に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 19 日

山梨県市町村総合事務組合 組合長 鈴木 幹 夫



1 入札に付する事項

(1) 件名

証明書交付キオスク端末等の調達及び運用保守業務

(2) 契約相手方

笛吹市、甲州市及び富士川町（以下「参加団体」という。）

(2) 借入する物品等の名称及び予定数量

①物品等の名称 キオスク端末等

②調達予定数量 3 台

(3) 借入する物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

(4) 購入する物品等の名称及び予定数量

①物品等の名称 キオスク端末等

②調達予定数量 1 台

(5) 購入する物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

(6) 納入場所 仕様書のとおり。

(7) 納入期限 仕様書のとおり。

2 入札参加資格

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿(物品製造・役務提供等)において登録業種の「事務用機器類：複写機・印刷機)」に登録されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。

(3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)から山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) この公告に係る入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から2年を経過している者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (7) 山梨県内に本店又は支店もしくは営業所を有する者であること。
- (8) 国又は地方公共団体にキオスク端末を納品、リース契約、レンタル契約のいずれかを行った実績を有している者であること。

3 仕様書及び入札説明書の交付等

- (1) 日時
この公告の日から令和7年8月26日(火)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
山梨県市町村総合事務組合 業務課
住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階
電話：055-235-3061
- (3) 入札説明会
実施しない。

4 入札参加申込みの受付

- (1) 受付期間
この公告の日から令和7年8月28日(木)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 受付場所
上記3(2)と同じ。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和7年9月9日(火) 午前10時
場所 山梨県自治会館2階 研修室4 (山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号)
- (2) 郵送等による入札
不可とする。
- (3) 入札の無効
上記2に定める入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

山梨県市町村総合事務組合財務規則(平成 22 年組合規則第 7 号)第 98 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限範囲内で、入札金額の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 入札書の記載方法

ア 入札金額は、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を合算した額とする。なお、(ウ)の運用保守業務の内容については、別紙仕様書による。

(ア) 機器 3 台の調達及び設定等に係る費用を 60 か月のリースとして見積もった額の 110 分の 100 に相当する額。

(イ) 機器 1 台の調達及び設定に係る費用の 110 分の 100 に相当する額

(ウ) 運用保守費用 5 年間分(令和 8 年 1 月 5 日から令和 13 年 1 月 4 日まで)として、月額に 60 か月分を乗じて得た額の 110 分の 100 に相当する額。

(エ) 証明書発行経費。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づいた税率により算出した額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記アの見積もった契約希望金額の税抜価格を入札書に記載すること。

6 契約手続

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 入札保証金 | 免除 |
| (2) 契約保証金 | 免除 |
| (3) 違約金 | 要(契約した参加団体の規則等に従うこと) |
| (4) 契約書作成の要否 | 要(契約した参加団体の規則等に従うこと) |
| (5) 最低制限価格の有無 | 無 |
| (6) 前払金の有無 | 契約した参加団体の規則等に従うこと |
| (7) 参加資格を満たさなくなった場合 | |

落札者が契約締結の日までの間に、2 に掲げた参加資格のうち 1 つでも満たさなくなった場合、参加団体は契約を締結しない。この場合において、山梨県市町村総合事務組合は損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) その他

契約を締結するリース会社は、落札者が指定するものとし、山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿(物品製造・役務提供等)において登録業種の「賃貸借：事務機器(複写機等)」に登録されている者の中から指定するものとする。

7 その他

詳細は、入札説明書による。